

# 青森県報

第三千九百五十二号

平成二十七年  
二月二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一

生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一

生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の名称変更の届出……………(同) ……二

生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二

生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の名称変更の届出……………(同) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……三

林業用種苗生産事業者の登録の失効……………(林政課) ……六

## 告 示

## 示

### 青森県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
		合同会社 アユートピ		株式会社 三輪商事		居宅介護事業者 名称
		黒石市緑町 二丁目九四		弘前市大字 二丁目一〇		主たる事務 所在地
	通所介護			福祉用具 貸与		居宅介護 事業の種類
心身リハ サリビサ リビサ	あいのて デイサー ビス	全日本福 祉用具レ ンタル	あいのて	福祉用具 貸与事業 所くんぶ うしゃ		居宅介護事業者 名称
		黒石市袋井 三丁目五三 の二二		弘前市大字 代官町八六	弘前市大字 二丁目一〇	所在地
					平成 二六・二・一	変更 年月日

### 青森県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業

所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年二月二日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分	
株式会社三輪商事		名称	居宅介護支援事業者
弘前市大字代官町一〇二一		主たる事務所所在地	
居宅介護支援事業所くまぶらうしゃく		名称	居宅介護支援事業所
弘前市大字代官町一〇二一		所在地	
平成二六・二・一		年月日	

青森県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年二月二日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分	
合同会社ユイトピア		名称	特定福祉用具販売事業者
黒石市緑町二丁目九四		主たる事務所所在地	
特定福祉用具販売事業所		名称	特定福祉用具販売事業所
黒石市袋井三丁目五三の二一		所在地	
平成二六・二・一		年月日	

青森県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年二月二日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分	
株式会社三輪商事		名称	介護予防事業者
弘前市大字代官町一〇二一		主たる事務所所在地	
介護予防福祉用具貸与事業所		種類	介護予防事業の種類
弘前市大字代官町一〇二一		名称	介護予防事業所
弘前市大字代官町八六		所在地	
平成二六・二・一		年月日	

青森県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号

の規定により告示する。

平成二十七年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	特定介護予防福祉用具 販売事業者
合同会社 ユートピア	黒石市緑町二 丁目九四	主たる事務 所在地	特定介護予防福祉用具 販売事業者
全日本福祉 用具レンタ ル	あいのて	名 称	特定介護予防福祉用具 販売事業者
	黒石市袋井三丁 目五三の二一	所 在 地	
	平成 二六・二・一	変 更 年月日	

青森県告示第六十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居宅介護事業者
株式会社 三輪商事	弘前市大字 二丁目一〇	主たる事務 所在地	居宅介護 事業の種類
貸与 福祉用具	弘前市大字 二丁目一〇	名 称	居宅介護 事業の種類
貸与事業 所「くしゃんぶ うしや」	弘前市大字 二丁目一〇	所 在 地	
弘前市大字 代官町八六	弘前市大字 二丁目一〇	変 更 年月日	
	平成 二六・三・一		

青森県告示第六十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介護予防事業者
株式会社 三輪商事	弘前市大字 二丁目一〇	主たる事務 所在地	介護予防 事業の種類
貸与 福祉用具	弘前市大字 二丁目一〇	名 称	介護予防 事業所
貸与事業 所「くしゃんぶ うしや」	弘前市大字 二丁目一〇	所 在 地	
弘前市大字 代官町八六	弘前市大字 二丁目一〇	変 更 年月日	
	平成 二六・三・一		

青森県告示第六十六号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十七年保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十七年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

中村川～笹内川	皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
水源かん養保安林			一、四二二・七二

平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川〱笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川〱蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流
"	"	"	土砂流出防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四〇・六八	七・四〇	三一八・〇四	一八一・〇二	一五八・二五	九九六・二五	六〇九・二四	六四七・一〇	一五六・六八	九九〇・〇七	一、三〇一・二六	八三三・三六	一、〇二六・〇〇	六八五・七六	五五五・一九	一、一〇二・二二	五二八・二四

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川〱蟹田川	浅瀬石川
"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九九・五六	九一・七四	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四

上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町
〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一六・七六	二二・五四	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃

三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市
九・三二	三・八四	一・〇〇	四八・二八	三・二六	一・三七	二・八〇	〇・三八	三〇・九八	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・二四	四・七〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町
〃	保健保安林	〃
八一・七二	一五五・六一	八・六四

**公 告**

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次とおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

登 録 番 号	昭 和 興 三 九	氏 名	高 橋 七 郎	生 産 事 業 者
年 登 録 日 録	三 九	又 は 住 所	十 和 田 市 東 三 番 町 九 の 七	
		種 類	採 取 精 選 幼 苗	生 産 事 業 の 内 容
			成 育 幼 苗	
		木 名	育 木 成 成 の 苗	
		称 所 在 地	有 限 会 社 高 橋 苗 圃 十 和 田 市	事 業 所
		年 失 効 日	平 成 二 七 年 一 月 三 日	

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東 奥 印 刷 株 式 会 社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭